

第4部 - 第1 環境保全の推進

1 環境保全

基本的な考え方

環境問題は、自動車交通による大気汚染や騒音・振動、生活排水による水質汚濁、近隣騒音などの都市・生活型公害から、資源・エネルギーの大量消費、緑の減少や水循環の阻害などの問題に至るまで、非常に複雑・多様化してきています。また、地球温暖化やオゾン層の破壊など、地球環境規模の問題にまで広がり、その影響は次世代に及ぶ深刻さを増しています。こうした状況のもと、社会経済活動や国民の生活様式のあり方を含め、便利さや快適さ、豊かさを維持しながら、しかも環境への負荷を低減し、持続的発展が可能な社会を実現するための取り組みが求められています。

市では、平成12年に「環境基本条例」を制定し、さらにこの条例に基づく「環境基本計画」を平成14年に策定して、個々の公害対策を進めるだけでなく、地球規模の環境問題の解決にも視点を置きながら、これからの行政のあるべき施策の方向性と、市、市民、事業者の行動指針を示すとともに、具体的な目標を定め、取り組みを進めています。資源・エネルギーを有効に活用し、地球温暖化など環境に与える負荷を低減するための市の率先的な行動として、環境負荷の低い商品を優先的に購入する「グリーン購入」の推進のほか、市役所本庁舎など5つの公共施設を対象に、省エネルギー診断に基づく公共施設の省エネルギー対策事業(ESCO事業)に取り組み、成果を上げてきました。さらには、環境マネジメントシステムの構築にも取り組み、平成17年2月には環境センターが、平成18年12月には三鷹市庁舎がISO14001の認証を取得しました。

今後も、ISO14001の更新や他の市施設への簡易版環境マネジメントシステムの導入など率先的取り組みをさらに進める一方で、引き続き環境学習の推進等による意識啓発に努めるほか、平成15年に創設した「環境基金」を原資として、環境負荷低減に向け市民や団体、事業者に対する支援を実施するとともに、優秀な環境活動を行っている市民や団体を顕彰する環境活動表彰を実施し、環境への意識や行動を高めるような取り組みを進めていきます。

まちづくり指標

協働指標	計画策定時の状況(平成12年)	前期実績値(平成14年)	中期実績値(平成17年)	目標値(平成22年)
三鷹市内で使用する総電気使用量	769,743 千kw/h	773,376 千kw/h	802,196 千kw/h	759,681 千kw/h
市民一人あたりの電気使用量(注1)	1,999 kw/h	2,010 kw/h	2,212 kw/h	2,103 kw/h

家庭及び事業所における省エネルギー・新エネルギー導入行動を示す指標です。省エネルギー・新エネルギーの導入に対する支援及び普及・啓発活動を推進し、市民の意識啓発を図り、家庭及び事業所におけるエネルギー使用量の削減をめざします。

(注1)市民一人あたりの電気使用量:通常一般家庭の契約種別である従量電灯の電気使用量を当該年度1月1日の住民基本台帳人口で割ったもの

行政指標	計画策定時の状況(平成12年)	前期実績値(平成14年)	中期実績値(平成17年)	目標値(平成22年)
三鷹市公共施設の温室効果ガス総排出量(注2)	34,386t	38,412t	33,707t	29,476t

公共施設における温室効果ガスの削減を示す指標です。公共施設に省エネルギー・新エネルギー等を導入することにより二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガス総排出量を削減し、地球温暖化防止に率先して取り組みます。

目標値は、「地球温暖化対策実行計画第2期計画」で定めた対象施設を変更した後の数値です。

(注2)数値は、二酸化炭素(CO₂)換算値になります。

施策・主な事業の体系

1 地域環境保全の計画的な推進

(1)「環境基本計画」の推進	「環境基本計画」の推進
	みたか環境活動推進会議の設置・運営
(2)「地球温暖化対策実行計画」の推進	「地球温暖化対策実行計画第2期計画」の推進

2 環境学習・啓発の推進

(1)環境学習の推進	三鷹ネットワーク大学との協働の推進 (「第7部 - 第1生涯学習の推進」参照)
	環境学習の推進
	学校教育における環境学習の推進
	ビオトープの整備
(2)普及・啓発活動の推進	環境保全に対する普及・啓発活動の充実
	環境基金を活用した環境活動の普及・啓発事業の推進
	環境に配慮した消費活動への支援
	ISO取得の支援

3 地域新エネルギー・省エネルギービジョンの施策の推進

(1)新エネルギー活用の促進	クリーンエネルギー自動車の導入の促進
	太陽光発電・風力発電の導入の促進
	燃料電池の導入の促進
	コージェネレーションシステム(注3)の導入の促進
(2)省エネルギー対策の促進	建築物の省エネルギー対策の促進
	環境家計簿の普及の促進
(3)導入支援制度の充実	環境基金の活用による先導的環境活動支援事業等の推進

4 循環型まちづくりの推進

(1)資源リサイクルの促進	「第4部 第2 資源循環型ごみ処理の推進」参照
(2)緑と水の保全・創出	「第3部 第2 緑と水の快適空間の創出」参照 「第4部 第3 水循環の促進」参照
(3)環境に配慮した交通体系への転換	環境に配慮した交通体系への転換
(4)環境への負荷の少ない建設・工事の促進	再生資材等の活用の促進
	建設廃棄物の抑制及び再利用

5 環境対策の率先行動の展開

(1)資源エネルギーの有効利用の推進	公共施設の省エネルギー対策の推進
	グリーン購入の推進
	エコ野菜地域循環事業の推進 (「第4部 - 第2 資源循環型ごみ処理の推進」参照)
	新エネルギーの利用
	環境への負荷の少ない建設・工事の推進
(2)環境管理・監査の導入	雨水利用の促進
	ISO14001の運用による環境改善の推進
	環境会計の導入の検討

(3)公共施設の環境対策の徹底	PCB含有照明器具等の保管・管理の徹底及び処理
	シックハウス症候群発生防止に向けた予防マニュアルの運用の徹底
	アスベスト対策の徹底
	土地変更時における土壌汚染調査の徹底

6 推進体制の整備

(1)組織体制の強化	環境施策推進会議による推進
	市民・事業者・NPO等との連携の強化
	関係機関・大学との連携の強化
(2)広域的な連携の強化	広域的な連携の強化

(注3)コージェネレーションシステム(熱電併給):1つの燃料から2つ以上のエネルギーを得る方法(例:ガス等の燃料を燃やし、蒸気による発電、燃焼による熱を同時に利用する仕組み)

主要事業(で示しています)

1-(1)- 「環境基本計画」の推進

環境基本条例に基づき、環境の保全等を図るための基本的施策を明らかにした総合的な計画としての「環境基本計画」(平成18年度改定)を推進します。

(市・市民・事業者)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
環境基本計画の推進	推進	推進	推 進			▶

1-(2)- 「地球温暖化対策実行計画第2期計画」の推進

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市の事務事業から発生する温室効果ガスの排出抑制のための実行計画を推進します。

(市)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
地球温暖化対策実行計画第2期計画の推進	推進	推進	推 進			▶

2-(1)- 三鷹ネットワーク大学との協働の推進

市民の自主的な環境学習活動を支援するため、三鷹ネットワーク大学で環境に関するカリキュラムを編成します。

(市・市民・関係団体)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
三鷹ネットワーク大学との協働の推進	推進	推進	推進			▶

3 - (2) - 建築物の省エネルギー対策の促進

市民・事業者等を対象とした省エネルギーセミナー等を開催し、省エネルギーの必要性、効果、対策などの啓発・情報提供を行います。

(市・市民・民間)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
省エネルギーセミナー等の実施	実施	実施	実施			▶

3 - (3) - 環境基金の活用による先導的環境活動支援事業等の推進

市、市民及び事業者が協働で環境への負荷の低減に努め、豊かな環境の保全、回復及び創出をしていく高環境のまちづくりの実現に向けて、先導的な活動を支援するため、平成15年度に「環境基金条例」を制定しました。基金の活用にあたっては、環境基金活用委員会において支援の対象や活用方法等について審議・検討し、平成16年度には「新エネルギー導入助成金交付制度」及び「環境活動事業助成金交付制度」を設けました。今後も環境基金活用委員会による審議・検討を進め、市民・NPO等・事業者への支援を行います。

また、優秀な環境活動を行っている市民や団体を表彰する環境活動表彰を平成18年度から実施しました。この表彰を広く市民に周知し、環境への意識や行動を高めるよう、事業を推進します。

(市・市民・NPO等・関係団体・民間)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
環境基金の活用による先導的環境活動支援事業等の推進	支援事業の推進	推進	推進			▶

5 - (1) - 公共施設の省エネルギー対策の推進

公共施設の維持管理や新たな施設の建設に際し、エネルギーの有効利用の視点を盛り込むとともに、行政自ら効果的なエネルギー利用を率先して行うことで、環境への負荷の少ないまちづくりを推進します。

(市)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
公共施設の省エネルギー対策の実施	実施	実施(3か所)	実施			▶

5 - (1) - グリーン購入の推進

環境への負荷の少ない製品・サービスを優先的に購入する「グリーン購入」を推進するため、「グリーン購入ガイドライン」に基づき庁内における印刷物等の再生紙使用の徹底、物品の購入におけるリサイクル製品の優先購入等を図り、グリーン購入率の向上を図っていきます。

(市)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
グリーン購入の実施	実施	実施	実施			▶

5 - (2) - ISO14001の運用による環境改善の推進

環境センターに続き平成18年度に市庁舎等(市民センター及び教育センター)でISO14001の認証を取得しましたが、環境に配慮したまちづくりを更に進めるため、定期審査・更新審査を受審し、システムの継続的改善を行っていきます。また、他の市施設には簡易版環境マネジメントシステムを導入します。

(市)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
定期審査・更新審査の受審	継続	ISO14001の認証取得	継続			▶

5 - (3) - PCB含有照明器具等の保管・管理の徹底及び処理

5 - (3) - シックハウス症候群発生防止に向けた予防マニュアルの運用の徹底

5 - (3) - アスベスト対策の徹底

5 - (3) - 土地改変時における土壌汚染調査の徹底

公共施設におけるPCB(ポリ塩化ビフェニル)含有照明器具等の保管・管理を徹底し、保管中のPCB廃棄物については、適切な処理を図ります。なお、現在使用中のコンデンサについては廃棄時に微量PCBの混入を調査し、含有が認められた場合には適正に保管・処理を行います。また、シックハウス症候群の発生を未然に防止するため、「シックハウス対策マニュアル(予防編)」の運用の徹底を図ります。アスベストについては、建築物の改修・解体等に伴う環境への飛散防止対策を実施するとともに、国の基準の変更に伴い平成19年度に実施したアスベスト調査の結果に基づき、必要な取り組みを進めるものとします。さらに、3000㎡以上の敷地内において土地を改変する場合には、東京都環境確保条例に基づき、地歴調査及び届出を行い、汚染されている可能性のある場合は、土壌汚染調査を実施します。これらの事業の中で、公共施設の安全な管理の徹底を図っていきます。

(市)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
公共施設的环境対策の徹底	公共施設的环境対策の徹底	徹底	徹底			▶

新規・拡充事業（ で示しています）

1 - (1) - みたか環境活動推進会議の設置・運営

「環境基本計画」の推進に必要な情報の収集・提供・交換や、市民・事業者・市の各主体の協働による取り組みを行います。

（市・市民・事業者）

2 - (1) - 環境学習の推進

環境問題を体系的に学習できる講座の開設や既存の施設などを有効利用したさまざまな学習プログラムの提供を行うとともに、イベントやフィールドワークによる体験学習の機会を提供します。また、市と市民との協働による学習プログラムの作成や公園・ビオトープの維持管理などを行うボランティアの組織化を支援します。

（市・市民・関係団体）

5 - (1) - 新エネルギーの利用

環境への負荷を低減するため、公共施設における積極的な新エネルギーの利用やクリーンエネルギー自動車の導入を図ります。

（市）

5 - (1) - 環境への負荷の少ない建設・工事の推進

公共施設の建設や都市基盤施設の工事等の際し、再生資材の積極的な利用や残土・建設廃棄物等の抑制、省エネルギー対策・新エネルギーの導入を図ります。

（市）

5 - (2) - 環境会計の導入の検討

環境会計の導入を検討します。また、環境報告書の作成を念頭に置いた、わかりやすい数値化等について調査・研究を行います。

（市）